

# いつまでも住み慣れた地域で 自分らしく暮らすために

平成28年  
4月より

資料4-3

## 介護予防・日常生活支援総合事業

がはじまります。

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が創設され、古賀市では平成28年4月から新たなサービスが利用できるようになります。

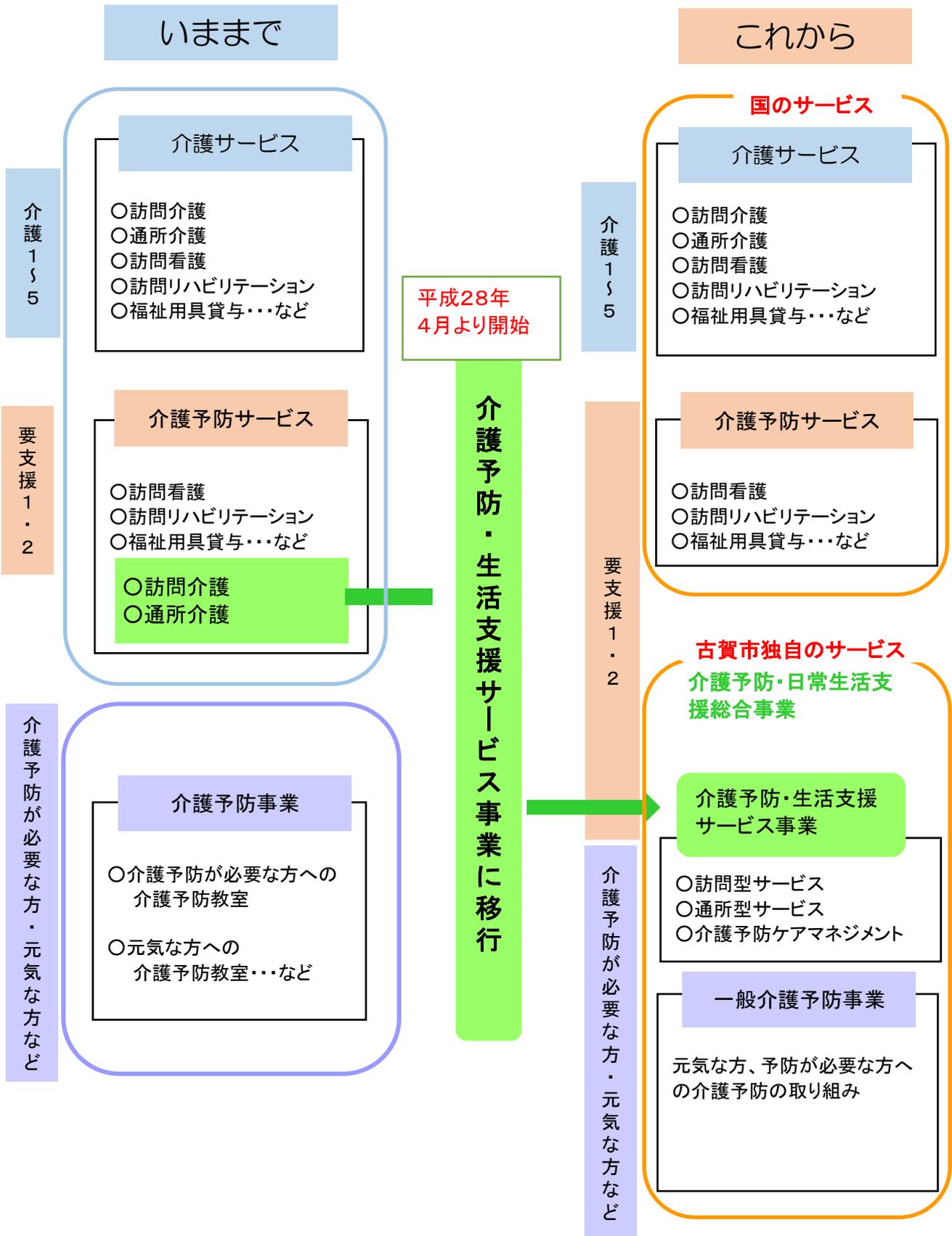
総合事業は、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の皆様の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

**「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して介護予防に取り組みましょう。**

### こ こ が 変 わ り ま す

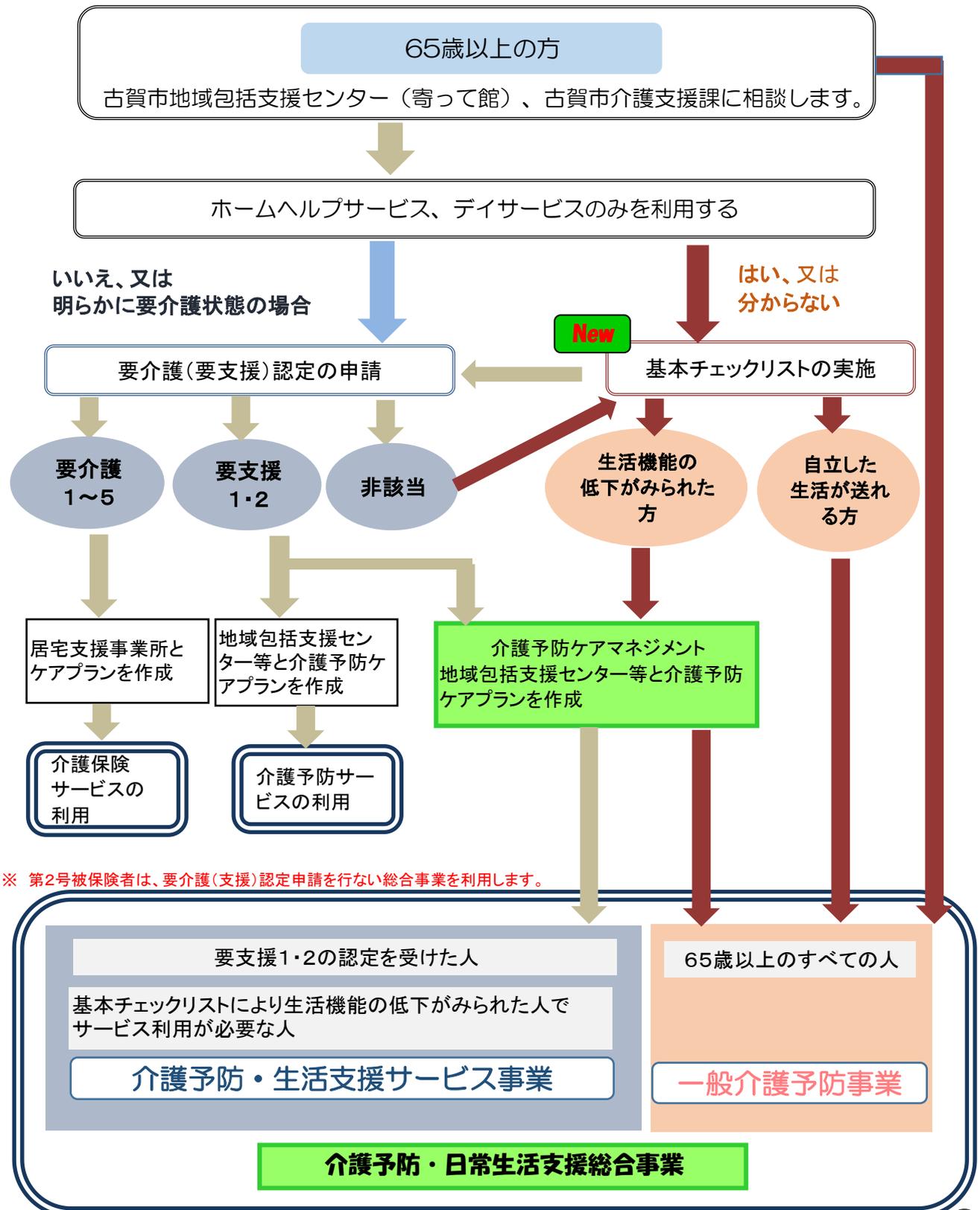
- 総合事業が始まると、「訪問介護」、「通所介護」は、総合事業の「介護予防・生活支援サービス」に移行します。
- 移行後の「訪問型サービス」、「通所型サービス」では、従来のサービスに加え、古賀市独自の利用料でサービスが利用できます。
- 介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合は、要介護(要支援)認定の手続きをしなくても、基本チェックリストによる判断で利用できるようになります。

# 1. 変更点



「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「福祉用具貸与」などのサービスを利用する場合は、引き続き要介護(要支援)認定が必要になります。

## 2. 利用までの流れ



総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市町村が実施する介護予防事業です。介護保険の認定を受けなくても介護予防事業を利用できるようになります。地域で自分らしく暮らし続けていくために、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

### 3. 総合事業のサービス

平成28年4月よりサービス利用者の区分が要介護1～5、要支援1・2に加え、「事業対象者」が増えました。事業対象者とは、基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等が介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要があると判断された人をいいます。

区分	要介護1～5	要支援1・2	事業対象者
該当方法	認定申請をして介護保険認定審査会を経て「認定」を受ける	認定申請をして介護保険認定審査会を経て「認定」を受ける	基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等がサービスの利用の必要性を判断する
利用できるサービス	・介護サービス ・(65歳以上の人:一般介護予防事業)	・介護予防サービス ・介護予防・生活支援サービス ・(65歳以上の人:一般介護予防事業)	・介護予防・生活支援サービス ・(65歳以上の人:一般介護予防事業)
支給限度額	認定区分ごとに設定あり	認定区分ごとに設定あり	要支援1

#### ■訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーや研修修了者が代行するのではなく、利用者とともに行うサービス。

	サービス内容	回数	費用
訪問型現行相当サービス(指定事業所)	ホームヘルパーによる身体介護やそれに引き続き行う生活援助(掃除、買い物、調理など)	週1回程度 (事業対象者、要支援1・2)	11,680円/月
		週2回程度 (事業対象者、要支援1・2)	23,350円/月
		週3回を超える利用 (事業対象者、要支援2)	37,040円/月
		1月に22回まで(20分未満) (事業対象者、要支援1・2)	1,650円/回
訪問型基準緩和サービス(指定事業所)	研修修了者等による生活援助	要支援1:週1～2回 事業対象者、要支援2: 週1～3回	2,000円/回 1,800円/回 (同一建物の場合)
訪問型基準緩和サービス(委託)	研修修了者等による生活援助	要支援1:週1～2回 事業対象者、要支援2: 週1～3回	準備中 100円/回 (利用者負担額)
短期集中予防サービス	保健師等による居宅での相談・指導等	必要回数	準備中 なし

■通所型サービス

介護予防を目的に、運動器の機能向上のための支援や食事、入浴などの日常生活上の支援を行うサービス。

	サービス内容	回数	費用
通所型現行相当サービス(指定事業所)	専門的なケアが必要な利用者へのリハビリや日常生活上の支援	事業対象者:週1回 要支援1 :必要回数	16,470円/月
		事業対象者:週2回以上 要支援2 :必要回数	33,770円/月
通所型基準緩和サービス(指定事業所)	閉じこもり予防や自立支援のためのミニデイサービス、運動、レクリエーションなど	事業対象者、要支援1:週1回	3,000円/回 2,500円/回 (同一建物の場合)
		事業対象者、要支援2:週2回	3,100円/回 2,600円/回 (同一建物の場合)
短期集中予防サービス	生活機能を改善するための運動器の機能向上のプログラム 3~6ヶ月間	事業対象者、要支援1・2: 週2回	準備中 350円/回 (利用者負担額)

※該当するサービス、回数などは、地域包括支援センター等が作成するケアプランをもとに地域ケア会議や担当者会議により決まります。

## 4. 現在サービス利用中の方の手続き

### 〈要支援〉で現在サービス利用中の方へ

①要支援認定者の予防訪問介護、予防通所介護サービスが、平成28年4月より全国一律から古賀独自のサービス（総合事業）に変わります。

②現在使っているサービスの種類により、今後の手続きが違います。

①

**現行相当サービス**: 現行の全国一律のサービスと同様の基準・単価のサービス

■訪問型	対象者・利用回数	自己負担の目安(月)(1割)
	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,168円/月
	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,335円/月
	事業対象者、要支援2(週3回以上)	3,704円/月
	事業対象者、要支援1・2(月22回まで)	165円/回

■通所型	対象者・利用回数	自己負担の目安(月)(1割)
	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,647円/月
	事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,377円/月

**基準緩和サービス**: 市長が認めた一定研修修了者を従事者とするなど、国の基準を緩和したサービス

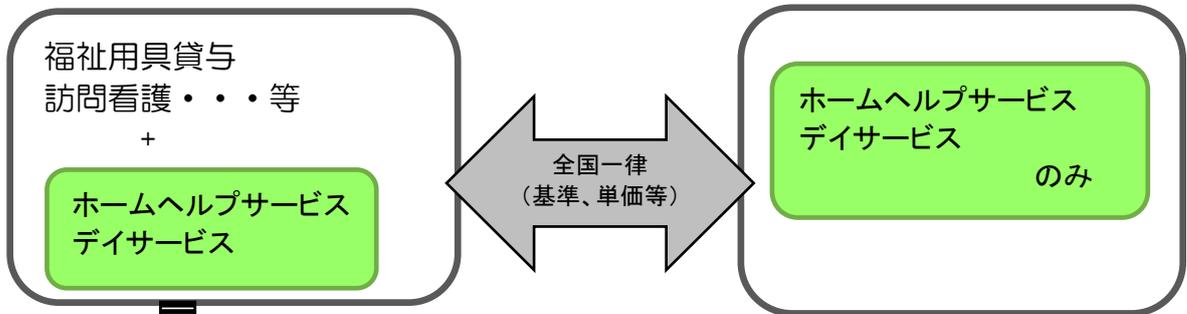
■訪問型	対象者・利用回数	自己負担の目安(月)(1割)
	要支援1(週1~2回) 事業対象者、要支援2(週1~3回)	200円/回
	// 同一建物の場合	180円/回

■通所型	対象者・利用回数	自己負担の目安(月)(1割)
	事業対象者、要支援1(週1回)	300円/回
	事業対象者、要支援1(週1回)(同一立建物)	250円/回
	事業対象者、要支援2(週2回)	310円/回
	事業対象者、要支援2(週2回)(同一建物)	260円/回

平成28年4月以降に要支援の認定有効期間が切れるまでは、**現行相当**のサービスとし、更新後、もしくは基本チェックリストにより事業対象者と決定されたら、**現行相当か基準緩和**のどちらかのサービスになります。

②

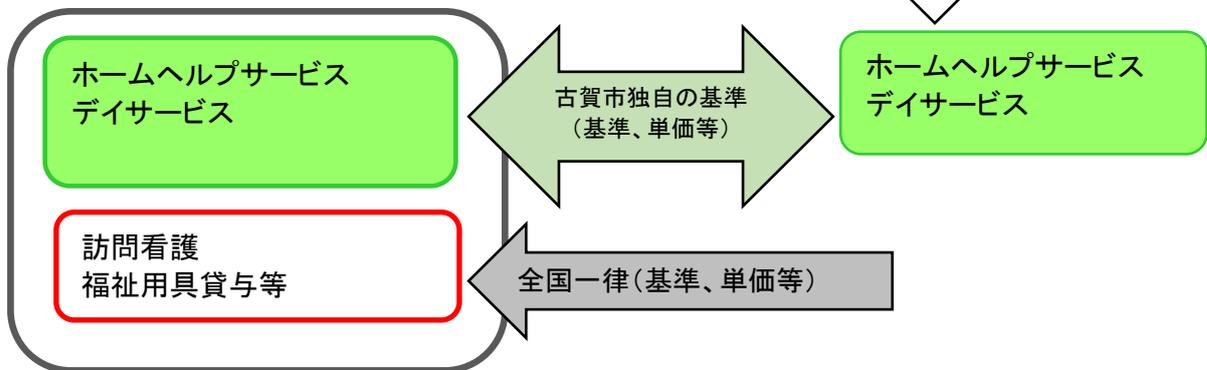
更新前



更新時の  
手続き



手続き後



あなたの場合、手続きの時期は？更新か、基本チェックリストか確認しましょう



問い合わせ先  
 古賀市介護支援課 TEL 092-942-1144  
 FAX 092-942-0404  
 古賀市地域包括支援センター TEL 092-942-1156  
 FAX 092-942-0404